

気候変動に関する国際司法裁判所勧告的意見の要点

—日本のエネルギー・温暖化政策および気候訴訟への影響を中心に—

ver.6

2025年9月4日

明日香壽川

1. はじめに

2025年7月23日、オランダ・ハーグにある国際司法裁判所（ICJ）は、気候変動に関する国家の義務および義務違反の法的帰結に関する勧告的意見（以下、ICJ勧告的意見）を発表した（ICJ 2025）。このICJ勧告的意見は、ハーグを舞台に、各政府関係者、世界中の法学者、市民社会が活発に関与した2年あまりにわたるプロセスの集大成であり、発表の場には国連総会議長や各国代表が出席し、世界各都市でライブ配信された。

多くの市民団体や法律家グループは、このICJ勧告的意見を「気候変動問題の全てを変えるゲーム・チェンジャー」などの表現で極めて好意的に受け止めている。前UNFCCC事務局長クリスティナ・フィゲーレスは、「疑いなく、これまで最も広範で、最も包括的で、最も重大な法的意見」「もう気候変動枠組条約（UNFCCC）締約国会議（COP）での新たな協定などは必要ないのでは？」とすら述べている（Outrageous and Optimistic 2025）。



オランダ・ハーグにある国際司法裁判所（ICJ）

出所：ICJホームページ

ICJ勧告的意見が生まれたきっかけは、約5年前に南太平洋大学の27人の学生が始めたキャンペーンである。それを小島嶼国であるバヌアツ共和国が取り上げ、国連の場での協議を経て、約2年前の2023年3月29日に国連総会が、下記の二つの質問に対する答えとなる勧告的意見の発出をICJに要求する決議を全会一致で採択した。

質問1：国際法上、国家が持つ、気候システムおよびその他の部分を含む環境を、人類の現在世代および将来世代のために温室効果ガスの人為的排出から保護する義務とは何か？

質問2：これらの義務に違反し、その行為または不作為により気候システムおよび環境の他の部分に対して重大な損害を与えた国家に対する法的帰結、特に 地理的状況や開発水準のため、気候変動の有害な影響により被害を受けたり、特別に影響を受けたり、または特に脆弱な立場にある小島嶼開発途上国（SIDS）を含む国家および気候変動の有害な影響を受ける

現在および将来世代の人民および個人に対する法的帰結は何か？

その後、日本政府を含む各国および国際機関から91件の陳述書ならびに62件の書面コメントがICJに提出された。また、2024年12月2日から13日まで口頭審理が開催され、96カ国および11の国際機関が口頭陳述を行った。本稿で詳しく述べるように、結果的には日本政府の主張は悉く否定された。

このICJ勧告的意見に関しては、すでに国立環境研究所の久保田泉氏が内容全般に関する紹介記事を書いている（久保田 2025）。また、気候ネットワークが本文の和訳を公表している（気候ネットワーク 2025）。さらに、この分野の専門家や市民団体が「驚愕」「歓喜」している様子は前出のOutrageous and Optimistic（2025）などである程度は理解できる。

したがって、本稿では、1) 日本政府のエネルギー・温暖化政策、2) 日本での気候訴訟、の二つへの影響を中心に論じる。そのため、2では、ICJ勧告的意見の画期的なポイントを、ICJ勧告的意見が否定した日本政府の主張および日本での司法判断と対比させながら整理する。3では、上記の2を踏まえて、今後の日本でのエネルギー・温暖化政策および気候訴訟への影響について、今年2月に閣議決定した第7次エネルギー基本計画での議論や日本での気候訴訟の判決を振り返りながら解説する。4では、その他の重要論点について述べる。最後の5で全体をまとめ る。



2025年7月23日に行われた勧告的意見発表の様子

出所：ICJホームページ

2. ICJ 勧告的意見のポイント：否定された日本政府の主張および日本での気候訴訟判決

ここでは、今回のICJ勧告的意見によってほぼ全て否定された日本政府の意見陳述（外務省 2024a；外務省 2024b；Government of Japan 2024）の主な論点および日本での気候訴訟における判決などと対比させながら、今回のICJ勧告的意見のポイントについて述べる。

1) 国家は気候変動条約で合意した以上の慣習国際法などのもとでの義務を負う

米国、中国、ロシア、英国などと同様に、日本は「国家は気候変動枠組条約（UNFCCC）およびパリ協定で合意した任意の義務しか負わない」と主張した（外務省 2024a；外務省 2024b；Government of Japan 2024）。しかし、UNFCCCの目標は曖昧で、パリ協定の数値目標の設定は各国の裁量に任されており、かつ目標遵守は法的拘束力がない。この国家責任や義務を巡る法

体系の問題は「特別法（Lex Specialis）問題」と呼ばれ、今回のICJ勧告的意見を巡る議論で最も重要な論点の一つであった（争点は、パリ協定などの特別法が慣習国際法や国際人権法などの一般法に優先するかどうか）。

そして約2年間の議論の結果、ICJ勧告的意見は、すべての国は、既存の条約・協定の内容や参加の有無（米国はパリ協定から脱退）に関係なく、国際法において包括的・統合的（アンブレラ的）な役割を担う慣習国際法や国際人権法などに基づく義務として、気候システムの保護義務を負うとした（パラグラフ409）。すなわち、パリ協定などの特別法が慣習国際法などの一般法に優先することはない」と断定した。

ちなみに、下記は2003年に書かれた日本の外務省HPにある「慣習国際法」の説明であり、少なくともこの時点では、日本政府は基本的に「慣習国際法」を重視しており、法的拘束力があるものと判断していることがわかる。

「法というと、通常は文書になっているものを連想しがちですが、国際法では、「国際慣習法（注）」という文書化されていない法が重要な地位を占めています。国際社会においては、国内の議会のような立法機関はなく、国際法の拘束力は国家間の合意によりますが、一定の行為について、国際的な慣行（一般慣行）が多数の国によって法的に義務的又は正当なものとして認められる（法的確信）ときには、国際慣習法が成立し、国際社会のすべての国家を拘束します。」（外務省2003）

（筆者注：「国際慣習法」は「慣習国際法」と呼ばれる場合がより一般的なので、本稿では慣習国際法と記述する）

ただし、今回のICJ勧告的意見が出た現時点では、日本政府が気候変動問題に関する「特別法（Lex Specialis）問題」をどのように考えているかは不明である。国際慣習法の存在や法的拘束力自体を否定するのは難しいので、「ICJ勧告的意見は国際的に見て主流意見ではない」と主張する可能性はある。しかし、かなり苦しい抗弁となる（他の否定された日本政府の主張に関しても同じ）。なお、具体的な慣習国際法としては、越境汚染問題などで確立された「他国に対するDo No Harm（害悪を及ぼさない）ルール」などがある。

2) 国が定めるNDC（国が決定する貢献）のレベル（野心度）に関して国家は絶対的な裁量権を持たない

日本政府は昨年末から今年にかけての日本のNDC、すなわち温室効果ガス排出削減数値目標の策定プロセスにおいて「NDC策定に必要な世界全体のカーボン・バジェットの各国への分配方法に関する国際的なルールはない」「NDCの決め方は国家に裁量権がある」と主張してきた（詳細は本稿3で後述）。

一方、ICJ勧告的意見は、NDCの数値の決定に関して国が絶対的な裁量権を持つことを否定した（パラグラフ242、249）。また、ICJ勧告的意見は、NDC設定について、共通だが差異のある責任と能力（CBDR-RC）の原則のもと、蓄積排出量（歴史的排出量）などの具体的な指標を示した（パラグラフ247など）。

3) 国家に温室効果ガスの歴史的排出責任はある

日本政府は、ICJへ提出した陳述意見において、「気候変動対策における先進国の先導的役割は認識するが、国際法上、義務の遡及適用はなく、歴史的責任は生じない。」（外務省2024a；Government of Japan 2024）と主張した。

一方、ICJ勧告的意見は、国が持つ温室効果ガスの排出責任に関しては、蓄積的・歴史的排出を考慮すべきとした（パラグラフ247）。

4) 国家が温室効果ガス（GHG）排出から気候システムを保護するための適切な措置を講じないことの法的帰結はある

日本政府は、上記1)でも述べたように国内における具体的な対策においては、UNFCCCおよびパリ協定に記述されている以上の義務はないとして主張した。

一方、ICJ勧告的意見は、化石燃料の生産、消費、化石燃料探査許可の付与、化石燃料への補助金提供などが気候変動を進める行動（relevant conducts）であり、国全体の排出量の多寡に関係なく、その国家に帰属する国際法上の不法行為を構成すると極めて具体的に明記した（パラグラフ94、427）。すなわち、気候システムを保護する際の「不適切な行為」として化石燃料に関わる活動を具体的に明示し、それらを国際法上の不法行為だとした。このことは、日本政府が行っている化石燃料発電への補助金などが国際不法行為とみなされることを意味する（詳細は本稿3で後述）。

5) 気候危機という文脈において、被害を受けている国々が大排出国に対して行動の停止、回復（原状回復）、損害賠償を求めることができる可能性はある

日本政府は、「パリ協定における損害に関する規定は、第8条（気候変動の悪影響に伴う損失及び損害（loss and damage）の回避、最小限化及び対処）であるが、第8条の実施は協力的な性質であり、2015年のCOP21において、第8条は「いかなる責任や補償も伴うものではなく、その根拠となるものではない」との決定を採択している」などを主張していた（外務省2024a；外務省2024b；Government of Japan 2024）。すなわち、温室効果ガス排出責任に基づく賠償の必然性を拒否した。

一方、ICJ勧告的意見は、パリ協定のみならず慣習国際法などの見地からも、被害国が加害国に賠償などを求ることは可能とした（パラグラフ449、450、457）。

6) 清潔で健康的で持続可能な環境を享受する人は人権であり、他の基本的人権の享受の前提となる

日本の裁判所は、「気候変動による健康、生活の質等に対する重大な悪影響から保護される権利」の存在や「清潔で健全かつ持続可能な環境を享受する権利」の存在を明確にしていなかった。すなわち、「気候変動の被害は人権侵害で人権法違反」という主張は、これまでの日本での気候訴訟では裁判官に無視され、判例上認められていない。

また、日本は、政府が環境権（国連人権理事会の定義は、生物多様性や生態系に関するものを含め、安全、清潔、健康的で持続可能な環境への権利）を「確立した権利」とは認めていない世界でも少数の国である（2021年10月8日の国連人権理事会決議において賛成多数で採択

された環境権に関する宣言に対して、日本、中国、インド、ロシアの4カ国だけが棄権し、他の国は全て賛成）。

一方、ICJ勧告的意見は、気候変動問題は人権問題であり、清潔で健康的で持続可能な環境を享受する権利は、他の基本的人権の享受にとって不可欠であるとした（パラグラフ393）。

7) 気候変動の責任問題において、被害と加害の因果関係（causation）および帰属性（attribution）は科学的に明らかにできる

大量排出国は、気候変動被害と温室効果ガス排出の因果関係および帰属性を明確化するのは困難と主張してきた。これは、日本での気候訴訟における国・企業などの被告の主張と同じであり、最終的に日本での気候訴訟における判決も、前述のように気候変動問題での原告適格を認めていない。また、日本政府もICJでの意見陳述において、「国際違法行為の責任の所在を特定することはできない」と主張した（外務省2024a；Government of Japan 2024）。

一方、ICJ勧告的意見は、気候変動被害に対する国家の責任を明らかにすることは科学的に可能だとした（パラグラフ429）。また、加害・被害の因果関係の確定と被害に対する責任の有無とは別だともした（パラグラフ433）。さらに、気候システム保護に関する国家の義務は対世的（erga omnes）なので、被害国でなくとも責任を問うことができるとした（パラグラフ440）。



意見陳述する日本政府代表団

出所：外務省ホームページ

3. 日本のエネルギー・温暖化政策および気候訴訟に対する影響

ここでは、上記2を踏まえて、エネルギー・温暖化対策に関する現在の日本の行政および司法に対する具体的な影響についてより踏み込んで述べる。

1) 温室効果ガス排出削減数値目標（NDC）

各国数値目標の1.5°C目標整合性問題は、実質的には1.5度目標実現のために世界全体が許容されるカーボン・バジェット（IPCC第6次評価報告書によると50%の確率で1.5°Cに抑える場合の2020年以降の残余する世界全体のカーボン・バジェットは約5000億ton-CO₂、66%の確率の場合は約4000億ton-CO₂）の各国への分配問題と言い得る（明日香ほか2022）。

これまで日本政府は、世界全体のカーボン・バジェットの分配に関する国際的な指標やルールは存在せず、NDCは国家の裁量で勝手に決められると主張してきた。しかし、ICJ勧告的意見は、前述のように国家の裁量権に完全に委ねられているのではなく、かつ分配の指標とし

て、共通だが差異のある責任と能力（CBDR-RC）、公平性（equity）、蓄積排出量、歴史的排出量、一人あたり排出量、発展段階、予防原則などを考慮するべきとした。

日本の文脈でより具体的に述べると、2024年の後半から2025年の年初にかけての日本のNDC（2035年における2013年比での温室効果ガス排出削減数値目標）策定プロセスにおいて、日本政府は3つの温室効果ガス排出経路を提示し、いずれもパリ協定で規定された1.5度目標に沿っていると明確な理由を示さずに主張し、一部の審議会委員は、その根拠として世界全体のカーボン・バジェットを「限界削減コスト均等」で日本に分配すると1.5度目標に沿っていることになると主張した。ICJ勧告的意見によって、これらの主張はすべて否定あるいは無効化されたことになる。

2) 化石燃料補助金

日本政府は、現在、「電力の供給力の確保」のための仕組みとして、容量市場や長期脱炭素電源オークションと呼ばれる制度を導入している。しかし、これらによって大規模火力電源へ多額の補助金が渡っており、日本政府は、実質的に化石燃料発電維持政策をとっていると言える（工藤 2025）。IEAが「1.5°C目標達成には、先進国は2035年までに化石燃料発電を廃止する必要がある」とする中、ICJ勧告的意見は、温室効果ガス排出の大きさだけではなく、前述のように、化石燃料発電への補助金などの生産や消費に関わる具体的な政策や活動を国際的な不法行為と位置付けた。これは日本政府が実施している上記政策などの不法行為性が明示されたことを意味する。

3) 気候訴訟における原告適格

日本での気候訴訟において、国や企業を相手取った原告は、「人が安定した気候を享受する権利は人権であり、それが侵害された場合は人権侵害にあたる」と主張してきた。しかし、日本の裁判所はこのような考え方を否定し、気候変動による被害を人権侵害と認めず、ゆえに原告適格も認めなかつた（気候ネットワーク 2024）。それどころか、日本では、環境保全の利益を守るために、環境団体等が裁判を起こすことも認められていない。

実際に、筆者が関わった仙台での石炭火力発電所差止訴訟（2017年9月27日提訴）では、裁判長によって、気候変動問題は最初から争点から外され、大気汚染問題のみが争点となつた。

しかし、今回のICJ勧告的意見は、気候変動の被害を受けることは人権問題であり、「清潔で健康的で持続可能な環境への権利」が、基本的人権を実効的に享受するための不可欠な前提として、気候変動の被害を受けない権利を他の基本的人権とも結びつけた。したがって、今後は気候訴訟において原告不適格という判断を裁判官が下すのは困難になると思われる。また、ICJ勧告的意見は、前述のように責任不履行や不法行為の法的帰結として、賠償の可能性についても示した。これは、国や企業への賠償請求訴訟だけでなく、COPなどでの「損失と被害（loss and damage）」に関する国際交渉の議論にも影響する。

4) 気候訴訟における被害・加害の立証

訴訟においては、一般的に、被害・加害関係を具体的に被害者側が立証する義務がある。これは気候変動問題のような排出源が多岐に渡り、かつ将来にもわたる因果関係の決定が容易ではない問題に対しては高いハードルであった。このような中、ICJ 勧告的意見は、国家や企業の責任を問う際に、気候変動被害と温室効果ガス排出の因果関係や帰属性を「科学的」に明らかにするのは可能とした。

しかし、ここは少し弱いと言うか、少し曖昧な書き方をしているように筆者には思える。それは言っても、ICJ 勧告的意見は、前述のように「化石燃料の生産、化石燃料の消費、化石燃料炭素許可の付与、または化石燃料の補助金供与」を国際法上の不法行為として明記しているので、そのような事実と現在および歴史的排出量の大きさなどで、「科学的」に因果関係や国・企業の責任などを立証できる可能性がある。また、ICJ 勧告的意見は、自国企業の排出を制限するのに十分に必要な規制措置をとっていない場合も国の不法行為と見做し（パラグラフ 282）、予防原則の重要性とともに未来世代への責任も明示的に示した。すなわち、様々な形で国・企業の責任や気候正義を問う道筋（ロードマップ）を ICJ 勧告的意見は提供している。

4. その他の重要論点

1) 1.5°C目標

パリ協定とグラスゴー協定で、2°C目標および1.5°C目標が言及されているが、その関係は曖昧だった（2°Cと1.5°Cではかなりカーボン・バジェットの大きさが異なり、必要とされるNDCの野心度も大きく異なる）。しかし、ICJは1.5°Cを各國がめざすべき唯一の温度目標であることを明確にした（パラグラフ 245）。このことは、各國のNDCの野心度の妥当性を議論する際に非常に重要な意味を持つ。

ICJ 勧告的意見は、全体的に「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」の科学的知見に大きく依拠している。そして、すでに多くの国に被害が出ているので、その IPCC の 1.5°C 特別報告書を引用して、1.5°C でも安全レベルとしては不十分とまで書いている（パラグラフ 83）。

2) 島嶼国の主権および難民保護

ICJ 勧告的意見では、国家が成立した後、その構成要素の一つが（水没などで）消失しても、必ずしもその国家の主権が失われるわけではないとした（パラグラフ 363）。これは海面上昇により領土の完全性が脅かされている小島嶼国にとって、国際法上の「自決権（Self-determination）」の問題として非常に重要な論点であった。日本にとっても領土問題という意味で重要な可能性がある。

また、ICJ 勧告的意見は、「ノン・ルフールマン（non-refoulement:不送還）」の義務、すなわち、気候の脆弱性によって避難してきた難民は保護されなければならず、生命の危険があるような状況下で彼らを母国に送り返すことは許されない、という義務の存在について言及した（パラグラフ 378）。昨年、ニュージーランドにおいて環境難民申請をしている人に対してニュージーランドの人権委員会は難民認定とは関係なく、国外退去（送還）するべきでないという判断をしている。今後は、このようなケースがより増大すると思われる。

3) 共通だが差異のある責任 (CBDR)

ICJ 勘告的意見は、Justice (公正) や equity (公平・衡平) を多くの文脈で取り上げていて、通奏低音としている。基本的に島嶼国や途上国が主張してきた CBDR (共通だが差異のある責任) あるいは CBDR-RC (共通だが差異のある責任と能力) を重視していて、かつ世代間の公平性について多くの箇所で言及している。

COP の歴史は、先進国と途上国との間の CBDR の位置付けに関する議論の歴史と言っても過言でなく、最近では途上国が先進国に押され気味だった。例えば、日本政府は、外務省 (2024b)において、「CBDR-RC には「差異のある」との文言があるが、その区別の根拠の基準は明確に確立されていない (パラ 26)。この原則を拘束力のある国際約束に含める際、先進国が地球環境の悪化により大きく寄与したとの言及を含めるコンセンサスはなかった (パラ 27)。」パリ協定においては、CBDR-RC に「各国の異なる事情に照らした」という文言が加筆され、CBDR-RC が各国の事情を含む柔軟性のある原則であることを明確化した (パラ 28)。」「パリ協定は、UNFCCC 附属書のように先進国と途上国を二分して権利義務を書き分ける構造を継承していない (パラ 35)。また、UNFCCC の権利義務の書き分けは、30 年以上前に設定された先進国・途上国との間のカテゴリーに基づいたもの。現在のパリ協定の下での気候変動対策は、各国の実際の排出量と能力に見合った責任と対応を求めるもの (パラ 36)。」と、先進国の責任をできるだけ小さくするような議論を展開している。

しかし、ICJ 勘告的意見は、国家の責任はパリ協定だけに規定されるのではないという立場であり、明確に CBDR を国家の責任の大きさを考える際の重要な基準とした。したがって、COP でも CBDR が息を吹き返す可能性が高い。



ICJ所長岩澤雄司氏

出所：ICJホームページ

5. 最後に

ICJ 勘告的意見に対しては多くの市民団体が極めて好意的に受け止めている。その理由としては、内容においてバヌアツなどの島嶼国が要求がほぼ全て通っただけでなく、今回の勘告的意見が、1) 勘告的意見の本文は、裁判所判事全員が合意した、2) 国連総会が要求した質問に對して明確かつ具体的に答えていて曖昧さが少ない、3) 国・企業の対策強化や気候訴訟に勝利するための具体的なロードマップになりうる、などがある。

通常、ICJ の 15 人の裁判官の中には他と異なる意見を持つ裁判官が存在し、そのような裁判官は、個別に付加的な意見あるいは声明を文末に載せる。また、往々にして国連文書には「創

造的な曖昧さ（creative ambiguity）」がある。今回の文書は、本文は全員一致であり、全体的に内容がクリアであった。頻出した「相当な注意（due diligence）」という言葉も、排出量の多寡に関わらない各国の責任をより明確にするものであった。さらに、すべての付加的な意見あるいは声明は、より途上国や脆弱な国の意見を尊重し、大量排出国および先進国の責任を明確に問う内容であった。パレスチナなどでの戦争によるCO₂排出を問題とする判事意見さえあつた。

このようなICJ勧告的意見に対して日本の立法、行政、司法、そして国民はどのように反応するだろうか？日本の裁判官がしばしば却下理由とする「社会的通念として気候変動問題はまだ深刻な問題にはなっていない」という認識は変わらるのだろうか？気候変動問題を人権問題と認めず、環境権を「確立した権利」ではないと否定する世界でも極めて少数の国であり続けるのだろうか？日本政府の陳述書などでしばしば語られる「日本は途上国に対して多大な国際協力をしているから」という自己弁護（？）は、これからも続くのだろうか？

予断は許さないものの、気候変動対策と国際法遵守という二つの意味で好ましくないシナリオとして「単なる意見でしかない」「国際法を守らない国は他にもある」と日本政府や日本の裁判所が開き直って、ICJ勧告的意見を無視する可能性はある。すなわち、世界で最も権威がある裁判所が規定した国際法の遵守を拒否することも考えられる。

しかし、世界では気候訴訟が増大し、国連の主要な司法機関であるICJの勧告的意見に沿つた政策や判決が増えることは十分に予想される。そうなった場合、日本の政策や「社会的通念」のガラパゴス化はますます加速し、国際法を無視する「無法者」のレッテルも貼られることになる。それは、ICJの所長が日本人の岩澤雄司氏である事が皮肉としか言いようがないことを意味する。今、歴史のどちら側にいるかが問われている。

参考文献

- 明日香壽川・歌川学・甲斐沼美紀子・佐藤一光・梶屋治紀・西岡秀三・朴勝俊・松原弘直（2022）「パリ協定およびグラスゴー気候協定の1.5°C目標の実現可能性をより高めるための日本の第6次エネルギー基本計画代替案」, 環境経済・政策研究, 2022年15巻1号 p.29-34.
DOI https://doi.org/10.14927/reeps.15.1_29_2
https://www.jstage.jst.go.jp/article/reeps/15/1/15_29_2/_pdf/-char/ja
- ・外務省（2024a）気候変動に係る諸国の義務に関するICJ勧告的意見手続：口頭陳述, 地球規模課題審議官組織 国際法局, 2024年12月。
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100766816.pdf>
- ・外務省（2024b）気候変動に係る諸国の義務に関するICJ勧告的意見手続：陳述書の提出、地球規模課題審議官組織 国際法局.
- ・外務省（2003）国際法あれこれ, 外務省HP.
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/2003/gaikou/html/topic/top03_05.html
- ・Government of Japan（2024）Obligations of States in Respect of Climate Change (Request for Advisory Opinion), Written Statement of the Government of Japan, 22 March 2024.

<https://www.mofa.go.jp/files/100766813.pdf>

・ICJ (2025) Obligations of States in respect of Climate Change - The Court gives its Advisory Opinion and responds to the questions posed by the General Assembly, July 23, 2025.

<https://www.icj-cij.org/case/187>

・工藤美香 (2025) 長期脱炭素電源オークションの有効性を問う, シリーズ「長期脱炭素電源オークションの課題」第1回総論, 連載コラム, 自然エネルギー財団, 2025年7月16日.

<https://www.renewable-ei.org/activities/column/20250716.php>

・気候ネットワーク (2025) ICJによる勧告的意見 本文暫定訳.

https://kikonet.org/kiko/wp-content/uploads/2025/08/20250820_icj_advisoryopinion_kiko.pdf

・気候ネットワーク (2024) 世界に広がる気候訴訟 気候変動問題を解決する:司法を通じた道筋, 2024年8月.

<https://kikonet.org/kiko/wp-content/uploads/2024/08/Climate-Litigation-202408-web.pdf>

・久保田泉 (2025) 法の支配に基づく新たな気候変動対策時代の幕開け—国際司法裁判所の勧告的意見を読み解く, 研究コラム, 国立環境研究所, 2025年8月8日.

https://www.nies.go.jp/social/navi/colum/ICJ_AO_climate.html

・Optimism and outrageously (2025) Planetary News: The ICJ Climate Opinion Explained, July 25, 2025.

<https://www.outrageandoptimism.org/episodes/breaking-planetary-news-the-icj-climate-opinion-explained?hsLang=en>